

預金・金融商品を共同相続した 相続人からの請求と金融機関の対応

弁護士 茶木 真理子

第1 はじめに

遺産のうち、可分債権については、当然に相続分に応じて各相続人に分割承継されるとする説(分割承継説)が判例として確立している(最判昭和29年4月8日民集8巻4号819頁)。したがって、可分債権である預金債権は、相続開始と同時に、相続分¹にしたがって各相続人に承継され、各相続人はそれぞれ独立した預金債権者として金融機関に対し預金払戻を請求することができる。

これに対する金融機関の対応としては、過去には、相続人間の紛争に巻き込まれることを避けるため、共同相続人全員の同意がない限りは払戻を拒否するとしていた金融機関が多かったようである²。しかし、最近では、共同相続人の一部からの払戻請求を肯定する裁判例の集積³や、訴訟で敗訴した場合の遅延損害金(年5%又は6%)の負担を考慮してか、遺言や遺産分割成立の有無を確認したうえで、相続分に応じた払戻に応じる金融機関が増えていると思われる。

第2 定期預金について

第1で述べたとおり、分割承継説を前提にすれば、可分債権である預金債権については、金融機関は共同相続人の一部からの相続分に応じた払戻請求を拒否し得ないということになるが、これは定期預金の場合も同様なのだろうか。

1 中途解約の可否について

- (1) いつでも払戻を請求できる普通預金(民法666条2項)に対し、定期預金の弁済期は満期である。共同相続人の一部が払戻請求をした時点で定期預金の満期が到来していない場合、払戻に応じるためにはその時点で定期預金を中途解約することが必要となる。

この点、裁判例の多くは、金融機関が中途解約・払戻に応ずべき商慣習はないし、中途解約・払戻に応ずる法的義務も存しないと判示している(東京地判平成10年12月24日金法1567号102頁、東京地判平成20年6月27日金法1861号59頁等)。とすれば、そもそも相続人としては、金

融機関に対し、定期預金の中途解約を強制することはできないと解され、満期を待って相続分に応じた払戻請求をするか、現時点で将来(満期時点)における給付請求(民法135条)をすることしかできないのではないかと考えられる。

- (2) また、解除権(民法544条)と同様、中途解約権自体は共同相続人全員に不可分の帰属すると解せば、民法251条によって相続人全員が共同して行使する必要があると考える余地もある。さらに、定期預金を中途解約した場合には、満期に払戻すよりも低い利率が適用される等の不利益を被ることになるため、他の相続人が不利益を被る可能性がある以上、一部の相続人による中途解約は認められないとする見解もある⁴。
- (3) 以上より、定期預金について共同相続人の一部から相続分に応じた払戻請求を受けた場合については、金融機関に中途解約に応じる義務はなく、また、一部の相続人による中途解約は認められないと解する余地もあることから、金融機関としては満期を待って払戻に応じるとの対応も許されると考える。

2 中途解約に応じた場合

仮に、共同相続人の一部からの払戻請求を受けて金融機関が中途解約に応じた場合、払戻しをせずに残った預金については、定期預金として扱うことになるのか、それとも普通預金として扱えば足りるのかといった問題がある。

前記の一部相続人による中途解約を認めない見解は、残った預金が普通預金として扱われることがその理由とされていると思われる。しかし、本来は拒否することが可能と思われる中途解約に金融機関が任意に応じたことによって、他の相続人が不利益を被るのは不当である反面、定期預金として扱うことについて金融機関に特段不利益はないのであるから、残った預金は定期預金として扱うことが必要になるものとする。

3 預金選択の可否

では、遺産の中に普通預金と定期預金が存在しており、共同相続人の一部からの払戻請求を普通預金のみで払い戻しができるとした場合、金融機関は普通預金から払い戻すことは可能か。

この点、東京地判平成7年11月30日(金法1441号32頁)は、相続人が相続分に応じて分割取得するのも預金契約ごとであると判示しており、この判

決の見解に従えば、金融機関は払戻の対象となる預金を選択することはできないことになる。ただし、普通預金から払い戻すことを請求者である相続人が同意し、その方が他の相続人にとっても利益となる場合には、構わないものとする⁵。

第3 投資信託について

- 1 投資信託が共同相続人によって分割承継されるか否かについては争いがあり、下級審でも結論が分かれている。

分割承継を肯定する例としては、大阪地判平成18年7月21日(金法1792号58頁)、否定する例としては、福岡高判平成22年2月17日(金法1903号89頁)がある。大阪地判平成23年8月26日(金法1934号114頁)も分割承継を否定する例である。同判決は、投資信託受益権は、「一部解約実行請求権、一部解約金支払請求権、買取請求権、償還金請求権(投資信託法6条3項)及び収益分配金請求権(同項)を含む上、議決権(同法17条6項)等を含むものであって、それらの権利の集合した一つの契約上の地位というべきものである」ことなどを理由に不可分債権であるとし、そうすると相続により共同相続人らに準共有されているから、共有物の変更にあたる投資信託の解約は、民法251条により準共有者全員の同意を要すると判示したものである。

- 2 なお、肯定例として挙げた上記大阪地判は、投資信託のうちMMF及びMRFに関するものであった。このため、裁判所は、投資信託に基づく権利を性質上・法律上当然の分割債権と考えたのではなく、原則は単独行使できないが、約款に特段の定めがあることによって分割承継されたことを理由に、単独行使が可能と判断したとの指摘もある⁶。よって、投資信託が相続人に分割承継されるか否かについては、原則としては不可分債権であり分割承継されないと解しつつも、具体的な銘柄や商品の内容等から可分債権と取り扱うことが妥当かどうかを検討することになるとと思われる。

第4 国債について

- 1 国債は、商品毎に設定された一定期間を経過した後は、いつでも一部又は全部を中途換金できる。この中途換金をする請求権や中途換金としての売渡しに係る代金支払請求権が相続人に分割承継されるかどうかの問題となる。
- 2 この問題について判示したものとしては、福岡地判平成23年6月10日(金法1934号120頁)がある。同判決は、「個人向け国債に含まれる取扱機

関に対して中途換金の請求をする権利や中途換金としての売渡しに係る代金支払請求権は、個人向け国債の関連法規等に照らして、単純な債権とは異なり、その性質上、可分債権であるとみることができない」から、共同相続人は被相続人の死亡により「個人向け国債を準共有するに至った」ものであり、かつ、「個人向け国債についての中途換金の請求は契約の解約の実質を有することから民法544条1項の類推適用により」共同相続人全員からのみすることができると判示したものである。

- 3 国債については、上記福岡地判以外の判決が見当たらなかったが、不可分債権とした結論は妥当であり、共同相続人の一部からの相続分に応じた代金支払請求については、金融機関はこれを拒否することが妥当であるとする。

第5 相続人の範囲が確定できない場合の問題点

- 1 以上については、相続人の範囲が確定している場合に、そのうちの一部から相続分に応じた払戻や解約等の請求があった場合について検討を行った。このほかに、相続人と金融機関との間で預金等を巡って紛争になる場合には、相続人と主張する者から競合的に払戻請求がなされたため、相続人の範囲が確定できず、金融機関が拒否をするという場合⁷が想定される。以下、この場合における問題点についても若干ふれることとする。

2 預金について

- (1) 預金債権等の金銭債権については、相続人の範囲を確定できない場合、金融機関は弁済供託をしなければ履行遅滞の責任を問われることになる(最判平成11年6月15日 金法1566号56頁)。

よって、金融機関は真の相続人が訴訟等によって確定するのをただ待つのではなく、債権者不確知を理由に弁済供託(民法494条)することを積極的に検討する必要がある。

- (2) ただし、定期預金の場合には、弁済供託をするためには、これを中途解約する必要がある。上記最判の事例も定期預金に関するものであったが、債権者と主張する者双方が金融機関に対し払戻請求をしていたため、双方に定期預金を中途解約する意思があることは明らかであった。しかし、実際には、相続人であると主張する者の一方が金融機関に対し正式な払戻請求まではせずに、相続人の範囲が確定するまでの間払戻を待つて欲しい旨の意思を表明す

るだけというような場合もある。かかる場合には、相続人であると主張する者の一方からの払戻請求のみで中途解約に応じ、弁済供託をしてよいのかという問題がある。仮に中途解約に応じて供託してしまうと、後に払戻請求をしていなかった者が真の相続人と認められた場合、既に供託をして「払戻」をしたはずの預金について、中途解約の時期が争われ、利息(しかも定期預金の利率によるもの)が請求される事態も考えられる。よって、定期預金の場合は、相続人であると主張する者双方からの払戻請求、すなわち中途解約の意思表示がない場合には、金融機関が供託をしなかったとしても、遅滞の責任を問うことは難しいのではないと思われる。

3 投資信託、国債について

上記(2)で述べたような問題は、投資信託や国債の場合にも生じる。

投資信託を解約あるいは国債を中途換金した結果、相続人に帰属するのは金銭債権である。民法494条は「弁済の目的物」をもって供託することを要求しているから、金銭債権について弁済供託を行う場合には目的物である金銭をもって行うほかなく、投資信託や国債そのものを供託することはできない。とすれば、定期預金と同様に、相続人であると主張する者の一方の意思表示だけで解約や中途換金をしてよいのかという問題があり、金融機関の対応としては、相続人の範囲が確定するか、相続人であると主張する者双方からの意思表示を待つほかないと思われる。

第6 おわりに

これまで述べたとおり、預金やその他の金融商品を共同相続した場合に、その全てについて分割承継説を前提に相続分に応じた払戻が認められるわけではない。

また、相続人の範囲が確定できない場合については、金融機関は払戻等を拒否せざるを得ない場合があり、金融機関に義務懈怠があるとされる場合は限られるものと考えられる。

なお、本稿の意見についてはあくまでも私見であり、銀行の実務を示すものではない。

1 「相続分」という場合に、これを法定相続分と解するか、具体的相続分と解するかについては争いがある。この点、判タ11355号59頁では、訴訟実務は法定相続分説を前提に運用されているとの指摘がなされている。

2 「相続預金の取扱をめぐる諸問題と実務対応」金法1394号27頁、「相続預金の実務処理に関するアンケート調査の集計結果と分析」同50頁、須磨美博「法定相続分の預金払戻請求への対応」10頁
 3 東京地判平成7年9月14日(判時1569号81頁)、東京地判平成8年2月23日(金法1445号60頁)、東京地判平成8年11月8日(金法1499号45頁)、東京地判平成9年5月28日(金法1506号70頁)、東京地判平成9年10月20日(金法1513号58頁)等
 4 村田渉・金法1839号27頁
 5 前掲2須磨14頁と同旨
 6 前掲4・25頁
 7 例えば、配偶者については婚姻無効や離婚無効が主張される場合、子については養子縁組無効や離縁無効が主張される場合など、様々な場面が想定される。